

重 要

平成27年1月1日より、難病・小児慢性特定疾病医療費助成の申請書は指定医・協力指定医でなければ作成できません。指定医要件を満たした医師で、作成予定のある全ての医師は別添、指定申請書兼経歴書を作成し、各診療科取りまとめのうえ医事企画係まで提出願います。

平成26年10月31日

各科診療科長 殿
(外来医長・総務医長)

医 事 企 画 課 長
(担当:医事企画課医事企画係 内線3109)

新たな難病・小児慢性特定疾病医療費助成における指定医の
申請手続について（通知）

本年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成27年1月1日から新たな難病・小児慢性特定疾病医療費助成制度が開始されます。

平成27年1月1日以降、難病・小児慢性特定疾病医療費助成の申請に添付する診断書は、知事の定める医師（指定医）が作成する必要があります。指定医の指定を受けるためには、指定医要件を満たした医師が下記「指定申請書兼経歴書」を作成し、徳島県知事へ申請する必要があります。該当される医師の方は、平成26年11月21日（金）までに別添、申請書兼経歴書と必要な添付書類と併せ各診療科で取りまとめのうえ医事企画係まで提出をお願いします。

なお、申請書兼経歴書の様式（Excel データ）を徳島大学病院 HP→病院職員向け→事務部へ提出する各種様式（医事企画課）へ掲載しておりますので、各自ダウンロードのうえご利用ください。

http://www.tokushima-hosp.jp/local/hospital.html?local_category_id=13

ご不明な点がございましたら、医事企画係担当（内線3109）までご連絡ください。

記

- 1 難病医療費助成 指定医 指定申請書兼経歴書（両面あり）
- 2 難病医療費助成 指定医 指定申請書兼経歴書（記載例）（両面あり）
- 3 小児慢性特定疾病 指定医 指定申請書兼経歴書（両面あり）
- 4 小児慢性特定疾病 指定医 指定申請書兼経歴書（記載例）（両面あり）

*必要な添付書類：医師免許証の写し・各専門医に認定されていることを証明する書類の写し

*指定医要件：各学会が認定する専門医または、徳島県が実施する指定医・難病指定医養成の研修受講者（平成27年4月以降徳島県が実施予定。特例でH29,3,31履修予定で提出可能。）

■ 指定医要件について

1 難病指定医（新規申請及び更新申請に必要な診断書のいずれも作成可能）

次の（１），（２）の要件を満たした上で，（３）又は（４）のどちらかの要件を満たすこと。

（１）診断又は治療に５年以上（医師法に規定する臨床研修の期間を含む）従事した経験を有すること

（２）診断書を作成するのに必要な知識と技能を有する者であること

（３）厚生労働大臣が定める学会が認定する専門医の資格を有すること

（４）指定難病の診断及び治療に従事した経験があり，かつ今後知事が行う研修を修了又は，平成 29 年 3 月 31 日までに受ける意思のあること

※研修については，徳島県では平成 27 年度より実施する予定です（1～2 日程度）。

改めて案内があり次第お知らせします。

2 小児慢性特定疾病医療費助成に係る指定医

次の（１），（２）の要件を満たした上で，（３）又は（４）のどちらかの要件を満たすこと

（１）診断又は治療に５年以上（医師法に規定する臨床研修の期間を含む）従事した経験を有すること

（２）診断書を作成するのに必要な知識と技能を有する者であること

（３）厚生労働大臣が定める学会が認定する専門医の資格を有すること

（４）小児慢性特定疾病の診断及び治療に従事した経験があり，かつ今後知事が行う研修を修了又は平成 29 年 3 月 31 日までに受ける意思のあること

※研修については，徳島県では平成 27 年度より実施する予定です。

改めて案内があり次第お知らせします。

※厚生労働大臣が定める学会が認定する専門医の資格については、別紙のとおりとなる予定です。